第６９号議案

訴訟上の和解について

下記の損害賠償請求事件に関し、裁判所の和解勧告に従い、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）第８９条第１項に規定する訴訟上の和解をすることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和８年８月２５日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

記

１　事件名

名古屋地方裁判所豊橋支部令和６年（ワ）第４２９号損害賠償請求事件

２　事件の概要

市が元教員である相手方に負う適切、安全な労働環境を維持する義務に違反したとして、市を被告とし、令和６年１０月１８日名古屋地方裁判所豊橋支部に対し、当該義務の違反によって相手方が鬱状態の診断を受け、休職に至ったことによる治療費、休業損害、逸失利益等５，４９９万４２１円の損害賠償を求める訴えを提起されていたものである。

３　和解の相手方

豊川市在住の３０代女性

４　和解条項の概要

⑴　市は、相手方に対し、本件解決金として４３６万６，５４３円の支払義務があることを認める。

⑵　市と相手方は、本件の経過及び結果について、条例その他の法令に基づく場合及び市の市議会に報告する場合等正当な理由に基づく場合を除き、第三者に口外しないことを相互に確認する。

⑶　相手方は、その余の請求を放棄する。

⑷　市と相手方は、本件に関し、市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

⑸　訴訟費用は、各自の負担とする。